

市民税の計算方法について

●収入と所得

税を計算するときに「収入」と「所得」を用いますが、これはそれぞれ違うものとなります。基本的には「収入」が支払い主が払った金額で「所得」は経費後の金額となります。

(例)

Aさんの給与明細(2016年12月分)	
支給額	200,000円
超過勤務手当	15,000円
期末手当	400,000円
交通費	30,000円
源泉徴収	80,000円
厚生年金	20,000円
健康保険料	20,000円

このケースの収入はいくらになるでしょうか？
(※交通費は基本的に課税収入には含めません)

所得には以下の10種類があります

所得の種類		所得金額の計算方法
1 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子 (昭和63年3月31日までに支払われた利子のみ)	収入金額
2 配当所得	株式や出資などの配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
4 事業所得	事業をして生じる所得	収入金額－必要経費
5 給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額
6 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2
7 山林所得	山林を売却して生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8 譲渡所得	土地や建物などの財産を売却して生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額〔長期譲渡所得(土地・家屋などの譲渡は除きます)は1/2の額が課税対象〕
9 一時所得	懸賞当選金(クイズなど)、生命保険の満期返戻金など	収入金額－支出金額－特別控除額 (1/2の額が課税対象です)
10 雑所得	年金など他の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費

※利子所得で、所得税において源泉分離課税(税率15%)されるものは、県民税利子割(税率5%)が特別徴収されます。

※退職所得、土地・建物、株式、先物取引などの譲渡所得については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに所得割額の計算をします(これを分離課税といいます)。

給与と年金については必要経費が計算で決まっています。

○給与所得の金額

給与の収入金額	給与所得の金額
651,000 円未満	0 円
651,000 円～1,618,999 円	収入金額－650,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	974,000 円
*1,628,000 円～1,799,999 円	収入金額×60%
*1,800,000 円～3,599,999 円	収入金額×70%－ 180,000 円
*3,600,000 円～6,599,999 円	収入金額×80%－ 540,000 円
6,600,000 円～9,999,999 円	収入金額×90%－1,200,000 円
10,000,000 円～14,999,999 円	収入金額×95%－1,700,000 円
15,000,000 円以上	収入金額－2,450,000 円

※表中「*」印の欄については、次の算式により求めた金額を収入金額とします。

$$\left\{ \frac{\text{収入金額}}{4,000} \text{ (少数点以下切り捨て)} \times 4,000 \right\}$$

○公的年金等の所得金額

年 齢	収 入 金 額	雑 所 得 の 金 額
65 歳以上の人 (昭和 26 年 1 月 1 日 以前生まれの人)	330 万円未満	収入金額－1,200,000 円
	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%－ 375,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%－ 785,000 円
	770 万円以上	収入金額×95%－1,555,000 円
65 歳未満の人 (昭和 26 年 1 月 2 日 以降生まれの人)	130 万円未満	収入金額－ 700,000 円
	130 万円以上 410 万円未満	収入金額×75%－ 375,000 円
	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×85%－ 785,000 円
	770 万円以上	収入金額×95%－1,555,000 円

【問題2-1】

次の所得を計算してください

- ①給与支払額3,500,000円
- ②年金支払額2,000,000円(S26.1.1生まれ)
- ③給与支払額2,103,580円と年金支払額1,200,000円(S26.1.2生まれ)

●所得控除

税を計算する上で所得金額から「所得控除」を差し引いて税率を掛けていきます。控除の種類は以下のものがあり、これは所得税と住民税で金額が異なります。

・雑損控除	・寡婦(夫)控除
・医療費控除	・勤労学生控除
・社会保険料控除	・配偶者控除
・小規模企業共済等掛金控除	・配偶者特別控除
・生命保険料控除	・扶養控除(16歳未満(年少扶養)は廃止)
・地震保険料控除	・基礎控除
・障害者控除(年少扶養も対象)	

このうち「医療費控除」と「社会保険料控除」について詳しく説明します。

医療費控除

医療費控除はよく10万円を超えた部分が控除になると言われていますが、必ずしも10万円がボーダーラインなわけではありません。

<医療費控除の計算式>

$$\left(\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ - \\ \text{保険などにより} \\ \text{補てんされた} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{総所得金額等} \times 5\% \\ \text{または} \end{array}$$

※医療費控除額(上限は200万まで)

総所得金額等が200万以上なら一律10万以上となりますが、それ以下の場合には10万以下でも医療費控除が適用できる。

「支払った医療費」というのは納税義務者が支払ったかどうかで、生計を一にする(※)配偶者やその他親族の分も支払っていればその分も申告することができる。

※「生計を一にする」

日常の生活の資を共にすることをいいます。

別居していても生活費などを常に送金していれば生計を一にするものとして扱われる

申告の際は医療費の領収書等(原本)を添付または提示する。

「医療費のお知らせ」は領収書等にはあたらない。

社会保険料控除

健康保険料・国民健康保険料(税)・国民年金保険料・国民年金基金の掛金
後期高齢者医療保険料・介護保険料など

【問題2-2】

鎌倉タロウ、ハナコ、イチロウさんの世帯で鎌倉タロウさんが以下の申告をするときそれぞれ社会保険料控除として適用できるかできないか。

- ①イチロウが国民健康保険に加入していて、支払いはタロウの口座引落とし分
- ②イチロウの国民年金をイチロウの口座から支払った分
- ③ハナコの後期高齢者医療保険料がハナコの年金から天引きされている分

社会保険料控除については国民年金保険料および国民年金基金の掛金について証明書原本の添付または提示が必要。(年末調整で既に年金分の控除を受けている場合は添付または提示は不要)

